

仕 様 書

- 1 件 名 生活隊舎空調機保守点検
- 2 場 所 鹿児島薩摩川内市冷水町539-2 陸上自衛隊川内駐屯地
- 3 概 要 本役務は、吸収式冷温水気冷暖房点検ヒートポンプ・イン及びヒートポンプ・オフ点検を実施するものとする。

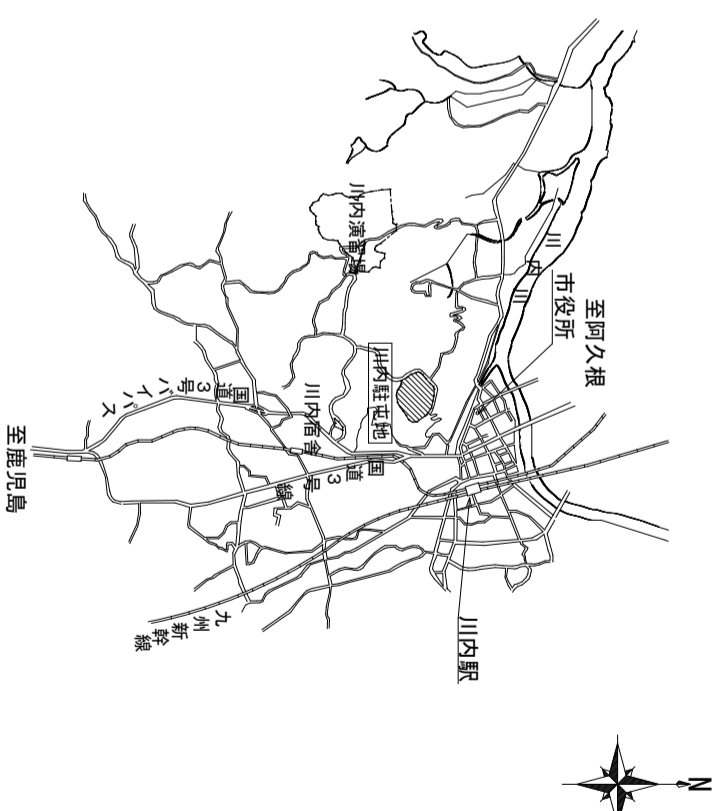
建物	機 種	台数	点検回数	備 考
生活隊舎	吸収式冷温水気(ヤザキCH-KG40ST)	1	4	イン・オン点検(冷暖房)
	密閉式冷却塔(空研工業SKB-40GR)	1	2	イン・オフ点検(冷房)
	空調用ポンプ(冷温水用)	2	2	イン点検(冷暖房)
	空調用ポンプ(冷却水用)	1	1	イン点検(冷房)

4 一般事項

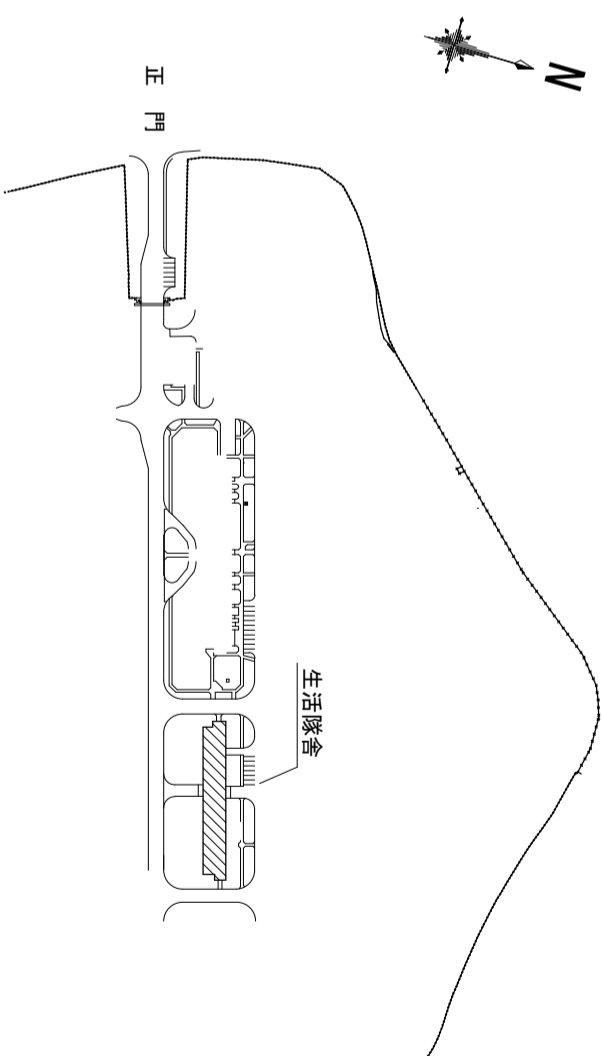
- (1) 本件は、本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」により実施するものとする。
- (2) 本件に際し、疑義が生じた場合は、係官と協議しその指示に従うものとする。
- (3) 本件に際し、仕様書に記載なき事項で取り合い上記及び技術的に当然実施すべき事項については、係官と協議し請負業者の負担において実施するものとする。
- (4) 本件に際し、他の構造物に損傷を与えないように十分注意するものとし万一損傷を与えた場合は請負者の負担において原形復旧するものとする。
- (5) 本件に際し、機器の異常及び運転不良等発見した場合は速やかに係官に報告するものとし、軽微な場合は請負業者の負担において修繕するものとする。
- (6) 本件に際し、事故・火災防止及び第三者への被害等の安全管理には十分注意するものとし、請負業者の責任において処置するとともに、速やかに係官に報告するものとする。
- (7) 本件に使用する電気及び水は請負業者が負担する。
- (8) 本件に際し、係官が指示した書類は速やかに作成し提出するものとする。
- (9) 作業終了時、現場の清掃及び片付けを実施するものとする。

5 特記事項

- (1) 冷房イン点検は5月23日(金)、暖房イン点検は11月7日(金)までに終了させること。
- (2) 本件の写真は、作業前、作業中、作業後、主要な作業段階ごと及び係官が指示した箇所を撮影し、写真台帳に整理のうえ係官に提出するものとする。
- (3) 点検終了後、結果報告書を作成するものとし、整備等必要な場合は請負業者の意見を添え見積書とともに提出するものとする。
- (4) 保守点検は点検表に基づき実施するものとし、細部は製造メーカーの指定する方法で実施するものとする。



案 内 図



工事件名	生活隊舎空調機保守点検		
図 名	仕様書、案内図	縮 尺	各 図
作成年月日	令和7年2月19日	図面番号	2/4

川内駐屯地業務隊 管理科